

環境会発第 080813001 号
環自総発第 080813001 号
平成 20 年 8 月 13 日

各 地 方 環 境 事 務 所 長 殿
各 国 民 公 園 管 理 事 務 所 長 殿
千 鳥 ヶ 淵 戦 没 者 墓 苑 管 理 事 務 所 長 殿

大臣官房会計課長
自然環境局総務課長
自然環境局自然環境担当参事官
(公 印 省 略)

請負工事監督検査の技術基準について

「請負工事監督検査の事務処理について」(平成 19 年 10 月 24 日付環境会発 071024002 号、環自総発第 071024002 号) 第 5 及び第 10 に基づく技術的基準を、別添のとおり定めたので、その適正な実施に努められたい。

請負工事監督の技術基準

(目的)

第1 この技術基準は、「請負工事監督検査の事務処理について」(平成19年10月24日付環境会発071024002号、環自総発第071024002号)第5に基づき環境省の所掌する請負工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2

- (1)「監督」 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員等」 監督職員とは、総括監督職員、主任監督職員、監督職員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び国の職員以外の者(契約監督員)を総称していう。
- (3)「請負者等」 請負者等とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (4)「監督の方法」 監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、検査、調整)を総称していう。
- ①指示 監督職員が請負者等に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- ②承諾 契約図書で明示した事項で、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
- ③協議 契約図書の協議事項について、監督職員と請負者等が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- ④通知 監督職員が請負者等に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑤受理 契約図書に基づき請負者等の責任において監督職員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥確認 契約図書に示された事項について、監督職員等が立会い若しくは請負者等が提出した資料により、監督職員等がその内容について契約図書との適合性を確かめ、請負者等に対して認めることをいう。
- ⑦把握 監督職員等が、立会い若しくは請負者等が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について契約図書との整合を自ら認識しておくことをいう。
- ⑧立会い 契約図書に示された項目について、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員等がその場に臨むことをいう。
- ⑨検査 契約図書に規定された工事の施工の各段階で施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。
- ⑩調整 監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者等に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、契約書を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 (4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 (5) 関連工事の調整 (6) 工程把握及び工事促進指示 (7) 工期変更協議の対象通知	請負契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等並びに次の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ② 施工体制台帳の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項 請負者等から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画に係る部分については承諾する。 契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 ① 契約書第18条第1項の第一号から第五号までの事実を発見したとき、又は請負者等から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により設計図書の訂正又は変更内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めるとともに、あらかじめ契約担当官等の承諾を受ける。 ② 前項の調査結果を請負者等に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。 施工上密接に関連するその他の工事については、必要に応じて施工についての調整を行う。 請負者等からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果の通知を行う。	契第9条 契第18条 契第2条 契第11条

<p>(8) 契約担当官等への報告</p>		
<p>1) 工事の中止及び工期の延期の検討並びに報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 20 条</p>
	<p>② 請負者から工期延期の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 21 条</p>
<p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p>	<p>一般的損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 27 条</p>
<p>3) 天災その他の不可抗力による工事出来高部分等の損害の調査及び報告</p>	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況を調査し、確認結果を契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 29 条</p>
	<p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 29 条</p>
<p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 28 条</p>
<p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 33 条</p>
<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 34 条</p>
<p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p>	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 37 条</p>
<p>8) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。</p>	<p>契第 12 条</p>

<p>(6) 改造請求及び破壊による検査</p>	<p>① 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改造の指示、請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契第17条</p>
<p>(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p>	<p>契第15条</p>
<p>3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議及び調整</p>	<p>地元住民等からの説明の要求又は苦情などの報告に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、官公署その他の関係機関との協議及び調整における必要な措置を行う。</p>	
<p>4 その他 (1) 現場発生材の処置</p>	<p>工事現場における発生材については、規格、数量を確認し、その処理方法について指示する。</p>	
<p>(2) 臨機の措置</p>	<p>災害防止、その他、工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者等に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契第26条</p>
<p>(3) 事故等に対する措置</p>	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、契約担当官等に報告する。</p>	
<p>(4) 工事完成検査等の立会い</p>	<p>原則として主任監督職員、監督職員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。</p>	
<p>(5) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って請負者等に対して検査日を通知する。</p>	

この基準は、平成20年7月1日以降に発注する請負工事から適用する。

請負工事検査の技術基準

(目的)

- 第1 この技術基準は、「請負工事監督検査の事務処理について」（平成19年10月24日付環境会発071024002号、環自総発第071024002号）第10に基づき、環境省の所掌する請負工事の請負契約に係る検査に必要な技術的基準を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

- 第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判断を行うものとする。
- 2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。
- ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(工事実施状況の検査)

- 第3 工事実施状況の検査は、契約図書の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録（写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という。）と契約図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

- 第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し行うものとする。
- ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

- 第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し行うものとする。
- ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

この基準は、平成20年7月1日から適用する。

別表 1

工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約図書の履行状況	契約書 仕様書 設計図書	指示・承諾・協議事項等の処理内容。 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況。 その他契約図書の履行状況。 (以下に掲げるものを除く。)
2 工事施工状況	施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究。 施工方法及び手戻り(災害)に対する処理状況。 関連工事(注)との調整。 現場管理状況。
3 工程管理	実施工程表 工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容。
4 安全管理	契約書 設計図書 工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容。 関係法令の遵守状況。
5 施工体制	施工計画書 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況。

注) 関連工事とは、密接に関係する別契約の工事をいう。